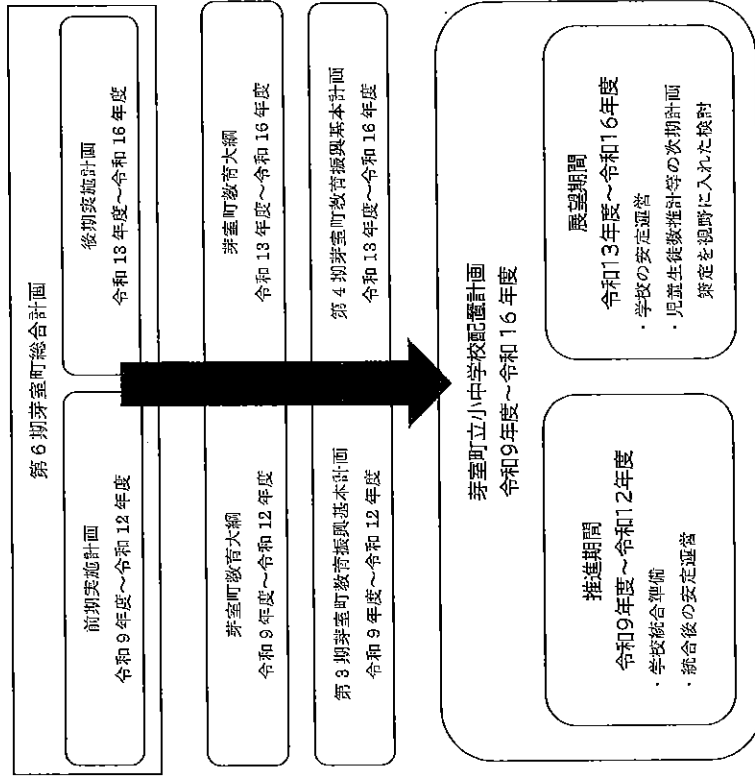


## I-1 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和16年度までの8年間とします。  
なお、前半4年間は推進期間と位置付け、後半4年間は展望期間と位置付けま

## I-2 計画の位置付け

この計画は「茅室町総合計画」「茅室町教育大綱」「茅室町教育振興基本計画」等の関連計画と整合を図りながら策定します。



## I 計画策定の基本的な考え方

学校配置計画とは、将来の児童生徒数や地域の人口動態等を踏まえ、教育水準の維持向上など、より望ましい教育環境を重視し、統廃合や新設等の方針を中長期的に定める計画であり、本町においては、通学距離や学校規模、施設の老朽化、地域づくりとの整合性も考慮し、茅室町教育委員会が策定します。

我が国においては、1990年代に少子化が深刻な社会問題として認識されるようになり、その後も全国的に少子化が進む中、本町においても児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化等による教育環境等への影響が懸念されています。

このようなことから、茅室町教育委員会では、昭和59年から茅室町立小中学校配置計画（以下「配置計画」という。）を策定し、直近では平成30年11月に望ましい教育環境を提供するための、同配置計画（令和元年度から令和8年度）を改定してきたところです。

答申内容と付された意見を記載

このたび、保護者や地域住民の意見を可能な限り尊重する中で、今後の児童生徒数の推移による教育環境への影響等を総合的に判断し、次期「配置計画」（計画期間：令和9年度から令和16年度）を策定します。

なお、計画期間の前半4年間（令和9年度から令和12年度）は推進期間と位置付け、小中学校統合に向けた準備や統合後の安定運営を中心に対応し、後半4年間（令和13年度から令和16年度）は計画推進とともに展望期間とも位置付け、改めて児童生徒数を推計し、小学校、中学校が各1校となる可能性も視野に入れ、次期計画策定の検討を進めることとします。

・芽室西小学校区

(3) 上美生中学校

- ・令和9年度に限り「学校配置の基本方針2」の適用を除外する。
- ・上美生小学校区（令和10年4月1日に芽室小学校区と統合する。）

- 3 学校統廃合に向けた対応について  
計画期間中に学校の統廃合を円滑に行うため、前半4年間（令和9年度から令和12年度）は推進期間と位置付け、小中学校統合に向けた準備や統合後の運営を中心に対応してゆく。
- 4 次期小中学校配置計画に向けた検討について  
少子化による児童生徒数の減少や、学校の小規模化がますます進行することとが予想されることから、次期小中学校配置計画（令和17年度から令和24年度）の策定に向けては、現計画の後半4年間（令和13年度から令和16年度）は展望期間とも位置付け、計画推進とともに、改めて児童生徒数を推計し、町内小学校1校、中学校1校となる可能性も視野に入れた直近データを基に関係者と将来を見据えた検討も進める。

I-3 学校配置の基本方針

教育水準の維持向上と計画的な教育環境の整備を図るため、町内小中学校の配置等に係る基本方針を次のとおりとする。

- 1 小学校について  
小学校の規模の最低基準を単式6学級とする。
- 2 中学校について  
中学校の規模の最低基準を単式3学級とする。
- 3 通学距離について  
(1) 徒歩にあっては、概ね4km以内とする。  
(2) 交通機関を利用する場合には、通学に要する時間（徒歩時間を含む）を概ね50分以内とする。

I-4 学校配置の実施計画

1 小学校は次の4校とする

- (1) 芽室小学校
- ・学校選択制度（特定地域選択制度）の運用を継続する。
  - ・令和10年度から上美生小学校区及び芽室南小学校区を加える。
- (2) 芽室西小学校
- (3) 芽室南小学校
- ・令和9年度に限り「学校配置の基本方針1」の適用を除外する。
  - ・令和9年度末に閉校し、令和10年4月1日に芽室小学校と統合する。
- (4) 上美生小学校
- ・令和9年度に限り「学校配置の基本方針1」の適用を除外する。
  - ・令和9年度末に閉校し、令和10年4月1日に芽室小学校と統合する。

2 中学校は次の3校とする

- (1) 芽室中学校
- ア 芽室小学校区
- ・学校選択制度（特定地域選択制度）の運用を継続する。
- イ 芽室南小学校区（令和10年4月1日に芽室小学校区と統合する。）
- ウ 上美生小学校区（令和10年度から）
- (2) 芽室西中学校